

処 分 等 の 種 類		免許取消
事 実 発 生 年 月 日		
事 実 探 知 の 動 機		宅地建物取引業免許申請に基づく資格調査
聴 聞 年 月 日		
処 分 年 月 日		令和3年10月26日
違 反 条 項 又 は 該 当 条 項		宅地建物取引業法第5条第1項第6号
処 分 等 の 根 拠 条 項		宅地建物取引業法第66条第1項第3号
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	株式会社オフィス・オノデラ
	代 表 者	小野寺 昌樹
	免許番号及び免許年月日	北海道知事 石狩(1)第8439号 平成28年11月22日
	主たる事務所の所在地	北海道札幌市清田区里塚一条三丁目2番21号
<p>処分等の理由</p> <p>代表取締役が宅地建物取引業法第5条第1項第6号に規定する欠格事由に該当することが判明した。このことは、宅地建物取引業法第66条第1項第3号に該当する。</p>		
原 因 者	<ul style="list-style-type: none"> ・業者個人又は法人である業者の代表者（取引士資格あり／<input checked="" type="checkbox"/>なし) ・代表者以外の役員又は政令使用人（取引士資格あり／なし） ・一般セールスマン（取引士資格あり／なし） 	

(記載上の注意)

- 1 記入該当事項がないときは、該当欄に斜線を引いてください。
- 2 違反条項又は該当条項欄は、違反態様が重複するものについては、主な違反条文とその他の違反条文(従)とに分けて記載してください。この場合、主な違反条文は、必ず一つとしてください。
- 3 処分等の理由欄は、違反事実がよくわかるように具体的に記載してください。
- 4 原因者欄は、該当するものに○をつけてください。原因者とは、トラブルの中で実質的に責任が最も重いと判断される者をいい、複数の取引が原因で複数の者が責任ある場合には、2つ以上の○をつけても構いません。